

社員等選出手続きに関する規則

平成26年1月1日 制定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、「当法人」という。）における定款第11条に定める各支部会別および各年次別のクラス会の社員（以下、「社員」という。）の選出および定款第13条に定める補欠の社員（以下、「補欠社員」という。）の選出に関する手続きを定めることを目的とする。

2 社員および補欠社員（以下、併せて「社員等」という。）の選出手続きに関しては、定款その他別に定められるもののほか、本規則に定めるところによる。

(選挙管理)

第2条 当法人は、社員等の選出のための選挙管理および運営を円滑に行うため、理事会の決議により選任される選挙管理委員で構成される社員等選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）を置くものとする。

2 理事は、選挙管理委員を兼ねることができる。

3 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選任する。

4 選挙管理委員会の決議は選挙管理委員の過半数の決議によるものとする。このとき、賛否同数の場合には選挙管理委員長の決定によるものとする。

5 選挙管理委員の任期は、指名受諾後2回目に実施される社員等選出のための選挙の結果を理事会に報告するまでとする。

6 選挙管理委員は社員等の被選挙権を有さない。

(社員等の選出方法)

第3条 各支部会別および各年次別のクラス会の社員の選出方法は、原則として各支部会別および各年次別のクラス会の正会員による選挙により選出するものとする。ただし、各支部会別および各年次別のクラス会の都合により別段の方法で選出することができる。

(選出の時期、届出)

第4条 各支部会およびクラス会は、定款第12条により社員等の任期が満了となる事業年度の末日までに、新たな社員等を選出し、社員の氏名、ならびに補欠社員を選出した場合には補欠社員の氏名などを選挙管理委員会が定めた書式の報告書により、当該事業年度の末日までに選挙管理委員会に届出なければならない。

2 前項に関わらず、東京薬科大学卒業または東京薬科大学大学院修了に伴い初めて社員等を選出するクラス会は、東京薬科大学を卒業した年または東京薬科大学大学

院を修了した年の属する事業年度の末日までに、社員等を選出し、社員の氏名、ならびに補欠社員を選出した場合には補欠社員の氏名などを選挙管理委員会が定めた書式の報告書により、当該事業年度の末日までに選挙管理委員会に届出なければならない。

(社員等の選出権・被選出権)

第5条 各支部会およびクラス会の社員はそれぞれ兼ねることはできない。補欠社員についても同じとする。また、社員は他の社員に関する補欠社員を兼ねることはできない。

2 社員等を選出するための選挙を行う年の1月31日までに定款第8条で定める会費（以下、「会費」という。）を完納していない正会員は社員等の選出権を有さず、また社員等として選出することはできないものとする。但し、理事会の承認により会費を免除されている正会員は選出権を有するものとする。

3 前項に関わらず、東京薬科大学卒業または東京薬科大学大学院修了に伴い初めて社員等を選出するクラス会の選挙においては、東京薬科大学を卒業した年または東京薬科大学大学院を修了した年の3月31日までに会費を完納した正会員は、社員等の選出権および被選出権を有するものとする。

(社員の退任)

第6条 社員が任期満了前に辞任または死亡により退任した場合は、社員、その相続人、またはその補欠社員は遅滞なく選挙管理委員会に届出なければならない。

2 前項の届出が補欠社員以外の者によりなされた場合、選挙管理委員会はあらかじめ報告された補欠社員に社員となった旨を通知しなければならない。

(社員の権利義務)

第7条 補欠社員がいない場合に、任期満了前に社員が辞任したことにより、補欠の社員を選出しなければならないときは、辞任した社員は、補欠の社員が選出されるまでは、なお社員としての権利義務を承継する。

2 補欠社員がいない場合に、任期満了前に社員が死亡したことにより、補欠の社員を選出しなければならないときは、原則として補欠の社員の選挙を実施するものとするが、選挙が困難である等やむを得ない事情がある場合には選挙管理委員長の判断により、補欠の社員の選挙を行わないことができる。

3 第1項または第2項に基づき補欠の社員を選出する場合、定款第11条第4項および第5項の正会員の人数については、辞任または死亡した社員を選出するための選挙を行った年を基準として、会費を完納している正会員の人数による。

4 前項同様第1項または第2項に基づき補欠の社員を選出する場合、第5条第2項

社員総会決議事項

第3項の選出権および被選出権については、当該補欠の社員を選出する選挙を行う時の1か月前までに会費を完納していない正会員は選出権および被選出権を有さない。

(理事会への報告・社員名簿への記載または記録)

第8条 選挙管理委員長は、第4条の届出のあったときはその結果を理事会に報告するとともに、社員等の氏名等を当法人のホームページに掲載し公示するものとする。

2 社員は会員・社員名簿に記載または記録されなければ、当法人その他の第三者に対抗することができない。

(費用の負担)

第9条 社員および補欠社員選出のためにかかる費用は各支部会およびクラス会の負担とする。

附 則

- 1 本規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 本規則に関わらず、平成25年7月1日に東京薬科大学東薬会から入会した会員は平成26年3月31日までに各支部会およびクラス会の最初の社員を選出し、選挙管理委員会に届出なければならない。
- 3 前項で選出された社員は、平成26年4月1日付で社員としての権利義務を有し、以降の社員総会において議決権を行使することができるものとする。